二項及び第三項において「特定累積投資勘定」という。）又は法第三十七条の十四第五項第八号に規定する特定非課税管理勘定（以下この条並びに次条第二項及び第三項において「特定非課税管理勘定」という。）に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の九月三十日までの間は、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該非課税口座廃止通知書が添付された非課税口座開設届出書を受理することができない」に改め、同項各号を削り、同条第六項第一号中「法第三十七条の十四第二十七項の規定による継続適用届出書（同項第一号に規定する継続適用届出書提出者（法第三十七条の十四第五項第二号に規定する継続適用届出書提出者」に、「及び第十七項並びに次条第七項に」を「並びに第二十五項第一号及び第二号に」に改め、「の提出をした者」を削り、「（法第三十七条の十四第二十七項」を「（法第三十七条の十四第二十二項」に、「同号、第十六項及び第十七項並びに」を「以下この条」に改め、「（法第三十七条の十四第二十九項に規定する帰国届出書をいう。以下第二十五条の十三の三まで及び第二十五条の十三の六第五項において同じ。）」を削り、「第三十七条の十四第二十九項に規定する提出」を「第三十七条の十四第五項第二号に規定する帰国届出書の提出」に改め、同項第二号中「法第三十七条の十四第二十七項の規定による継続適用届出書の提出をした者」を「継続適用届出書提出者」に、「同条第五項第二号イ(2)」を「法第三十七条の十四第五項第二号イ(2)」に改め、同条第七項中「第三十七条の十四第五項第二号」の下に「及び第六号」を加え、同項第一号中「（法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座をいう。以下第二十五条の十三の三まで、第二十五条の十三の五及び第二十五条の十三の六において同じ。）」を削り、同条第八項中「同号ロ」の下に「又は同項第六号ニ」を加え、同項第一号中「及び第二十一項第一号」を「、第二十一項第一号及び第二十七項」に改め、同項第二号中「住民票の写しその他の財務省令で定める書類」を「同条第十三項に規定する住所等確認書類」に、「第十項及び第二十五条の十三の八」を「以下この条、次条第二項及び第二十五条の十三の八」に、「署名用電子証明書等（法第三十七条の十一の三第四項に規定する署名用電子証明書等をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）のうち財務省令で定めるもの」を「法第三十七条の十四第十三項に規定する特定署名用電子証明書等」に、「第十項及び第十七項第一号」を「以下この条、次条第二項及び第四項」に改め、同条第九項中「年分の非課税管理勘定」の下に「又は特定非課税管理勘定」を加え、「及び第二十一項第一号」を「、第二十一項第一号及び第二十七項」に改め、同条第十項第二号中「第三十七条の十四の二第五項第三号」を「第三十七条の十四第五項第二号イ(2)」に、「非課税管理勘定を設けた同項第一号」を「未成年者非課税管理勘定（以下この号及び第二十九項第三号において「未成年者非課税管理勘定」という。）を設けた法第三十七条の十四の二第五項第一号」に改め、「以下この号」の下に「並びに第二十九項第三号及び第四号」を加え、「当該非課税管理勘定」を「当該未成年者非課税管理勘定」に改め、「同項第三号に規定する」を削り、同条第十一項中「前項第一号」を「前項各号」に、「「同号ロ」を「、同項第二号中「移管が」とあるのは「同項第二号ロに規定する五年を経過した日に設けられる同項第三号に規定する非課税管理勘定に移管が」と」を削り、同条第十二項第一号中「及び」の下に「第二十五項第四号ロ(2)並びに」を加え、同項第三号中「第六号」を「第七号」に改め、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八十四条第二項」を「第八十四条第三項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の二を同項第六号とし、同条第十三項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同条第十四項中「及び第五号ロ」を「、第五号ロ及び第七号ロ」に改め、同条第十五項中「この項」の下に「及び第二十五項第四号イ(3)」を加え、同条第十六項中「同条第二十七項の規定による継続適用届出書の提出をした者が出国をした日からその者に係る帰国届出書の提出があつた日までの間に取得をした上場株式等であつて同号イに掲げるもの」を「次に掲げる上場株式等」に改め、同項に次の各号を加える。

一　継続適用届出書提出者が出国をした日からその者に係る帰国届出書の提出があつた日までの間に取得をした上場株式等であつて法第三十七条の十四第五項第四号イに掲げるもの

二　継続適用届出書提出者が出国をした日からその者に係る帰国届出書の提出があつた日までの間に法第三十七条の十四第五項第四号ロの移管により受入れをしようとした同号ロに掲げる上場株式等

第二十五条の十三第十七項中「又は非課税口座簡易開設届出書」を削り、「同条第六項第一号」を「同条第八項」に改め、「第二十三項及び第二十五項を除き、」を削り、同項ただし書中「第三十七条の十四第二十七項」を「第三十七条の十四第二十二項」に、「継続適用届出書」を「同項第一号に規定する継続適用届出書（次条第七項において「継続適用届出書」という。）」に改め、同項第一号中「住民票の写しその他の財務省令で定める書類」を「住所等確認書類」に改め、「提示又は」の下に「その者の」を加え、「当該書類」を「当該住所等確認書類」に改め、同条第二十項中「「五年」を「係る上場株式等」とあるのは「係る同号に規定する累積投資上場株式等」と、「五年」に改め、「同号ロ」の下に「又は同項第六号ニ」を加え、同条第二十一項第一号中「次項」を「第二十四項」に、「第十号」を「第十一号」に改め、同条第三十七項中「定め、又は」を「定め」に、「定めたとき」を「定め、第二十五項第四号イ(2)の規定により上場株式等を定め、又は同号イ(3)の規定により事項を定めたとき」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第三十六項を削り、同条第三十五項中「第三十二項」を「第三十八項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十四項中「第三十七条の十四第三十二項」を「第三十七条の十四第二十七項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十三項を同条第三十九項とし、同条第三十二項中「第三十七条の十四第二十七項」を「第三十七条の十四第三十一項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十一項中「法第三十七条の十四第六項各号の申請書の提出」を削り、「若しくは非課税口座簡易開設届出書の提出」を「の提出」に、「おいて、当該申請書、非課税口座開設届出書若しくは非課税口座簡易開設届出書」を「おいて、当該非課税口座開設届出書」に、「第二十六項」を「第三十三項」に改め、同項ただし書中「申請書」及び「若しくは非課税口座簡易開設届出書」を削り、同項を同条第三十七項とし、同条第三十項中「、第二十八項又は前項後段」を「又は前項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第二十九項を削り、同条第二十八項中「第二十六項」を「第三十三項」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項」を「当該告知の際に提示又は送信を受けた前項に規定する書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた氏名、生年月日、住所及び個人番号」に改め、同項各号を削り、同項を同条第三十五項とし、同条第二十七項中「第三十七条の十四第七項（同条第十三項又は第三十項」を「第三十七条の十四第八項（同条第二十五項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十六項中「法第三十七条の十四第六項各号の申請書の提出」及び「若しくは非課税口座簡易開設届出書の提出又は帰国届出書の提出」に改め、「又は」の下に「その者の」を加え、「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十五項を削り、同条第二十四項中「第三十七条の十四第六項第一号」を「第三十七条の十四第六項」に改め、「同項各号の申請書の提出（同項に規定する提出をいう。以下この条において同じ。）」、「若しくは非課税口座簡易開設届出書」及び「、当該申請書の提出」を削り、「又は当該」を「又は」に、「第二十七項」を「第三十四項」に改め、「提示又は」の下に「その者の」を、「署名用電子証明書等」の下に「（法第三十七条の十一の三第四項に規定する署名用電子証明書等をいう。以下この条、次条第一項及び第二十五条の十三の八第二十六項において同じ。）」を加え、「（当該申請書」を「（当該」に、「帰国届出書に」を「帰国届出書（法第三十七条の十四第二十四項に規定する帰国届出書をいう。第三十七項、次条第五項、第二十五条の十三の三第一項及び第二十五条の十三の六第五項において同じ。）に」に、「場合における当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者を」を「ものを」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十三項を削り、同条第二十二項中「第十号」を「第十一号」に、「第三十七条の十四第五項第四号ロ」を「第三十七条の十四第五項第四号ハ」に、「上場株式等」を「累積投資上場株式等」に改め、同項を同条第二十四項とし、同項の次に次の七項を加える。

25　法第三十七条の十四第五項第六号に規定する政令で定める上場株式等は、次に掲げる上場株式等とする。

一　継続適用届出書提出者が出国をした日からその者に係る帰国届出書の提出があつた日までの間に取得をした上場株式等であつて法第三十七条の十四第五項第六号ハ(1)に掲げるもの

二　継続適用届出書提出者が出国をした日からその者に係る帰国届出書の提出があつた日までの間に法第三十七条の十四第五項第六号ハ(2)又はニの移管により受入れをしようとした同号ハ(2)又はニに掲げる上場株式等